

# 平成24年度から 第5期介護保険事業計画がはじまりました

## —介護保険料の改定—

4月から「第5期（平成24年度～26年度）介護保険事業計画」がはじまり、介護保険料が改定されました。見直しされた平成24年度からの介護保険料についてお知らせします。

# 保険料改定の背景

### ●介護給付費の増加

介護保険料は、3年に1回見直しを行います。第4期（平成21年度～23年度）では、月額保険料を4,395円としていましたが、介護サービス利用者の増加に伴い、介護給付費（保険者である大山町が支払います）が大幅に増加しています。今後の人口推計から第5期（平成24年度～26年度）も給付費の増加が見込まれます。

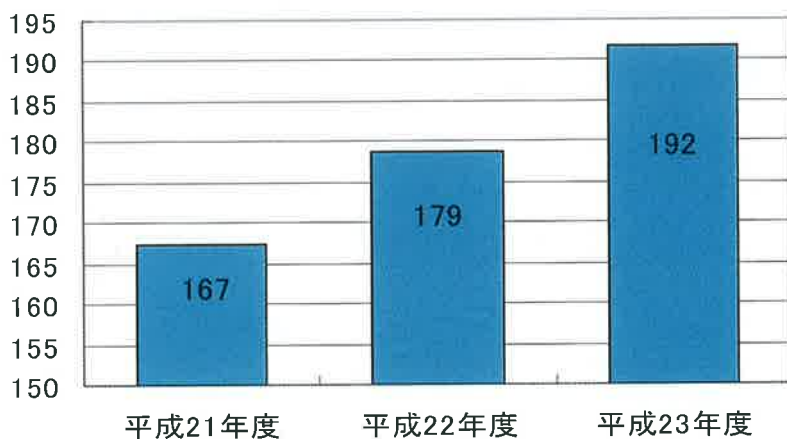
### ●負担のあり方の見直し

第1号被保険者（65歳以上）数が増加し、第2号被保険者（40歳～64歳）数が減少していることから保険料の負担割合が改定されました。  
第1号被保険者の負担割合が1%上がることににより、65歳以上の被保険者の保険料が上がります。  
（平成23年度介護給付費で試算すると負担割合が1%上がることにより、保険料は約280円（月額）上がります。）

### ●介護報酬の改定

平成24年度介護報酬改定により、介護報酬1.2%アップの改定になりました。

介護給付費（平成21～23年度） 単位：千万円



### ●介護保険料の負担割合

区分	被保険者		国	県	町
	第1号 (65歳以上)	第2号 (40～64歳)			
平成23年度まで	20%	30%	25%	12.5%	12.5%
平成24年度から	21%	29%	25%	12.5%	12.5%

